第百十八条の五第一号中「第六十一条第九項」を「第六十一条第十項」に改め、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　自己が発行することにより取得した短期売買商品等（暗号資産（法第六十一条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この目において同じ。）に限る。）その発行のために要した費用の額

第百十八条の六第一項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第九項中「第六十一条第七項」を「第六十一条第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第百十八条の六第七項」を「第百十八条の六第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「、その短期売買商品等と種類等」の下に「及び前項に規定する区分」を加え、同項ただし書中「種類等」の下に「及び前項に規定する区分」を加え、「場合及び」を「場合並びに」に改め、「（法第六十一条第一項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する暗号資産をいう。以下この目において同じ。）」を削り、同項第一号中「属する短期売買商品等が」を「属していた短期売買商品等が」に改め、同項第二号中「公益法人等」を「公共法人又は公益法人等」に改め、「収益事業以外の事業に属する」を削り、「場合」の下に「（公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては、当該短期売買商品等が当該直前において収益事業以外の事業に属していたものである場合に限る。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等につき、当該公益法人等に該当することとなつた時の直前において短期売買商品等を有していた場合（当該短期売買商品等が当該公益法人等の収益事業に属するものである場合に限る。）その該当することとなつた日

第百十八条の六第四項を同条第五項とし、同条第三項中「ごとに」の下に「、かつ、暗号資産については第二項の暗号資産の区分ごとに」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項各号の種類等は、暗号資産にあつては、次に掲げる暗号資産のいずれかに区分した後のそれぞれの種類とする。

一　法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する特定自己発行暗号資産に該当する暗号資産

二　前号に掲げる暗号資産以外の暗号資産

第百十八条の七中「政令」を「活発な市場が存在する暗号資産として政令」に改め、同条第一号中「この条及び同項第三号」を「この項及び同条第一項第三号」に改め、同条に次の二項を加える。

２　法第六十一条第二項に規定する発行の時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものは、その発行の時から継続して次に掲げる要件のいずれかに該当する暗号資産とする。

一　当該暗号資産につき、他の者に移転することができないようにする技術的措置として財務省令で定める措置がとられていること。

二　当該暗号資産が信託で次に掲げる要件の全てに該当するもの（法第十二条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）の規定により同項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この号において「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託に限る。）の信託財産とされていること。

イ　当該信託の受託者が信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）のみであり、かつ、当該信託の受益者等が当該内国法人のみであること。

ロ　当該信託に係る信託契約において、当該信託の受託者がその信託財産に属する資産及び負債を受託者等（当該信託の受託者及び受益者等をいう。）以外の者に譲渡しない旨が定められていること。

ハ　当該信託に係る信託契約において、当該内国法人によつて、当該信託の受益権の譲渡及び当該信託の受益者等の変更をすることができない旨が定められていること。

３　内国法人が適格合併又は適格分割（適格分割にあつては、分割法人が行つていた暗号資産の発行に関する事業が移転されるものに限る。）により被合併法人又は分割法人から移転を受けた暗号資産のうち、その移転の直前の時に当該被合併法人又は分割法人において特定自己発行暗号資産（法第六十一条第二項に規定する特定自己発行暗号資産をいう。以下この項において同じ。）に該当していたものが、その内国法人において特定自己発行暗号資産に該当するかどうかの判定については、その内国法人がその移転を受けた時において当該暗号資産を発行したものとみなす。

第百十八条の八第一項中「あつては、」の下に「同項に規定する」を加え、「政令で定めるものに該当する暗号資産をいう」を「特定自己発行暗号資産を除く」に、「同じ。）に限る」を「時価評価暗号資産という。）に限る」に、「（市場暗号資産以外」を「（時価評価暗号資産以外」に、「、市場暗号資産に」を「、時価評価暗号資産に」に改め、同項第三号中「市場暗号資産」を「時価評価暗号資産」に、「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改め、同項第四号中「市場暗号資産」を「時価評価暗号資産」に改める。

第百十八条の十第一項中「おいて法」を「おいて市場暗号資産（法」に、「政令で定めるものに該当しない」を「市場暗号資産をいう。以下この項において同じ。）に該当しない」に、「同項に規定する政令で定めるもの」を「市場暗号資産」に、「限る」を「限るものとし、同条第二項に規定する特定自己発行暗号資産に該当するものを除く」に、「種類」を「種類及び区分（第百十八条の六第二項（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）の暗号資産の区分をいう。次項において同じ。）」に、「第百十八条の六第五項各号（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）」を「同条第六項各号」に改め、同項第二号中「第百十八条の七第一号」を「第百十八条の七第一項第一号」に改め、同条第二項中「種類」を「種類及び区分」に改め、同条第三項中「第百十八条の七第一号」を「第百十八条の七第一項第一号」に、「同項」を「第一項」に改める。

第百十八条の十一第一項中「第六十一条第七項」を「第六十一条第八項」に改め、同条第二項中「第六十一条第八項」を「第六十一条第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第六十一条第七項又は第八項」を「第六十一条第八項又は第九項」に改め、第二編第一章第一節第二款の二第一目中同条を第百十八条の十二とする。

第百十八条の十の次に次の一条を加える。

（特定自己発行暗号資産に該当しないこととなつた場合のみなし譲渡）

第百十八条の十一　内国法人が特定自己発行暗号資産（法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する特定自己発行暗号資産をいう。以下この条において同じ。）に該当する暗号資産を自己の計算において有する場合において、その暗号資産が特定自己発行暗号資産に該当しないこととなつたときは、その該当しないこととなつた時において、その暗号資産をその時の直前の帳簿価額により譲渡し、かつ、その暗号資産をその帳簿価額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

第百十九条の五第二項第一号中「属する有価証券が」を「属していた有価証券が」に改め、同項第二号中「公益法人等」を「公共法人又は公益法人等」に改め、「収益事業以外の事業に属する」を削り、「場合」の下に「（公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては、当該有価証券が当該直前において収益事業以外の事業に属していたものである場合に限る。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等につき、当該公益法人等に該当することとなつた時の直前において有価証券を有していた場合（当該有価証券が当該公益法人等の収益事業に属するものである場合に限る。）その該当することとなつた日

第百二十二条の五第一号中「属する外貨建資産等が」を「属していた外貨建資産等が」に改め、同条第二号中「公益法人等」を「公共法人又は公益法人等」に改め、「収益事業以外の事業に属する」を削り、「場合」の下に「（公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては、当該外貨建資産等が当該直前において収益事業以外の事業に属していたものである場合に限る。）」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。